

佐賀県パーキングパーミット制度

～ 本当に必要とする人のために～



佐賀県

佐賀県パーキングパーミット制度

どうして障害のない人たちが、身障者用駐車場に車をとめるのだろう。

障害のある人たちのために駐車スペースを確保しておくための統一ルールが欲しいな。

困っている人たちのことをみんなが支え合って、誰もが安心して暮らせるまちづくりが必要だよね。

利用証交付により利用者を明確に

施設管理者の協力

- ✦統一の案内表示設置
- ✦対象外駐車に対する指導
- ✦広報・周知

本当に必要とする人のために駐車場を確保します

身障者用駐車場利用証

【有効期間：5年間】



【有効期間：1年未満】



利用証の大きさ27cm×14.5cm

身障者用駐車場看板

身障者用 駐車場

Parking Permit



この身障者用駐車場は、佐賀県発行の
身障者用駐車場利用証（パーキングパー
ミット）を、お持ちの方が利用できます。

施設管理者名



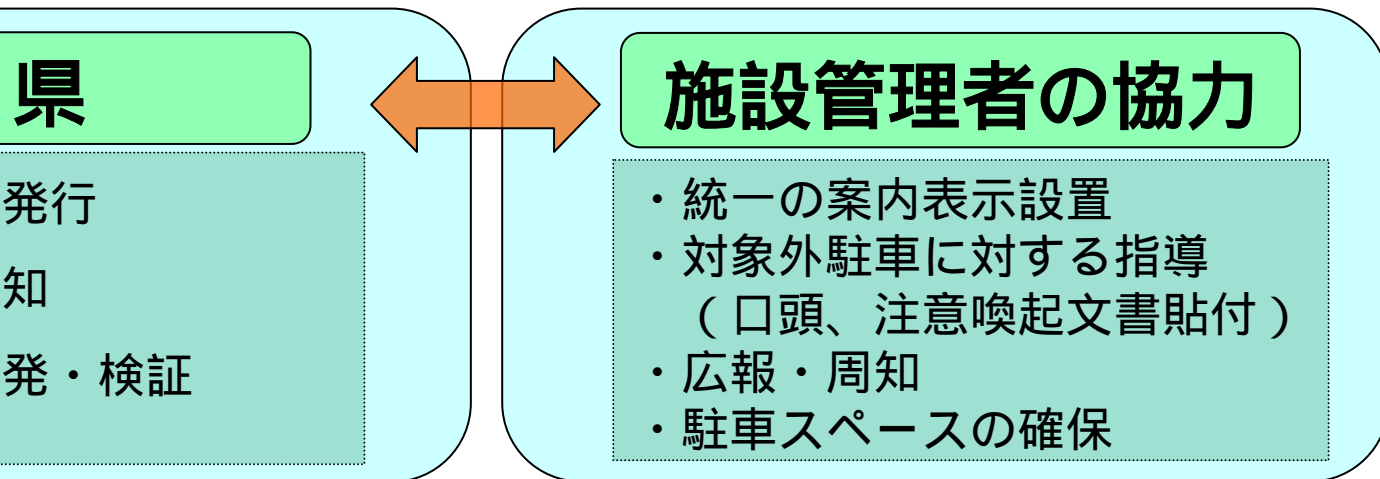
A3又はA2のステッカー配布

利用者

身体に障害がある方で歩行困難な方
(駐車禁止除外指定車標章交付対象者に準ずる)
一時的に歩行困難な方 (けが人、妊産婦)
高齢者で歩行困難な方 (介護認定対象者に準ずる)
難病等による歩行困難な方

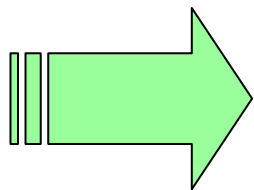
利用できる駐車場

身障者用駐車場のうち、県と施設管理者が**協定書**を締結した駐車場

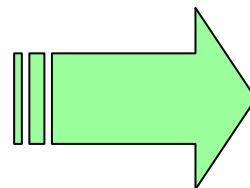


利用証交付の流れ

申請



交付



駐車

利用者

身体に障害のある方で歩行困難な方

- ・申請書
- ・障害者手帳

一時的に歩行困難な方

- ・申請書
- ・身分証明書
- ・母子手帳(妊産婦)
- ・医師の診断書(けが人)

高齢者で歩行困難な方

- ・申請書
- ・介護保険被保険者証

難病等による歩行困難な方

- ・申請書
- ・特定疾患医療受給者証

窓口

地域福祉課
5 保健福祉事務所
即日交付
手数料(無料)

有効期間

身体障害者・高齢者・難病者

5年

妊産婦

妊娠7月～産後3月

けが人

車いす等使用期間

利用できる駐車場

県と協定を締結した
駐車場

施設管理者の協力

統一案内表示設置
対象外駐車指導
広報・周知
駐車スペースの確保

方法

原則、直接窓口へ
電子申請
郵送

利用証申請受付開始
平成18年7月 7日
制度実施
平成18年7月29日

パーキングパーミット交付状況

交付実績 4,802人
(平成19年10月31日現在)

- ・身障者 3,616人
- ・高齢者 186人
- ・難病 159人
- ・知的障害者 45人
- ・妊産婦 649人(累計)
- ・けが人 147人(累計)

駐禁除外指定車標章 約2,000人



協力施設の状況

協力施設数 511施設
(平成19年10月31日現在)

民間施設 217施設

商業・飲食施設 72施設

宿泊施設等 9施設

金融機関 23施設

医療・福祉施設 84施設

その他 29施設

市町施設 156施設

県有施設 138施設



制度実施後の動き

< 大きな反響 >

全国の自治体、マスコミ、障害者団体、議員等から問合せ多数

・自治体 31都府県
 15市

・障害者団体 22団体
・マスコミ等 多数

テレビ朝日「スーパーモーニング」
日本テレビ「報道特捜プロジェクト」
フジテレビ「スーパーニュース」
NHK「福祉ネットワーク」
札幌テレビ
北海道文化放送
JAFメイト
など

< 制度導入県の拡大 >

九州地方知事会で制度実施について合意（H18.10）

平成19年度導入県

- ・山形県（6月15日）
- ・長崎県（8月1日）
- ・福井県（10月30日）
- ・熊本県（年度内）

平成19年度導入市

- ・茨城県神栖市（2月実施に向け検討中）

喜ばれた声

- ・ 関係ない車が停まっていた、大変困っていた。このような制度を県が実施していただけてありがたい。(多くの声)
- ・ 内部障害で外見上健常者に見えるため、周りから冷たい視線を感じていたが、どこからでも見える利用証を使えることで安心して駐車できる。
- ・ 妊産婦で、体調が悪くても、病気でないからと遠慮してきたが、これで堂々と身障者用駐車場に停めることができ、大変ありがたい。
- ・ 今まで、身障者手帳をダッシュボードにおいて停めていたが、大切なものなので抵抗感があった。これなら安心して置いておける。

主な意見

- ・ 県外からの利用者に対して、何らかの対応ができないか。
- ・ この制度はいい制度であり、全国に広めてほしい。
- ・ 駐車スペースの確保をしっかりと行ってほしい。利用状況を見ても、3.5 mの幅が必要な方は多くないので、増やす分については、一般の駐車場の広さでも近い位置にさえあれば、よいのではないか。
- ・ 受付窓口をもっと身近な市町村などでできるようにしてほしい。
- ・ 利用証の素材、形状については、もう少し工夫してほしい。
- ・ 妊産婦の期間、介護認定の範囲等について広げてほしい。

今後の課題

- ・ 手続関係 (受付、施設利用者、県外利用者)
- ・ 対象範囲 (妊産婦の期間、介護認定の範囲等)
- ・ 利用証の素材、形状等
- ・ 駐車場管理 (スペース確保の方法等)
- ・ 県民への普及、全国への展開